

事 務 連 絡
令 和 3 年 7 月 15 日

国土交通省担当課室 各位

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検 疫 所 業 務 管 理 室

日本への入国者に対する水際措置に係る協力依頼について

今般、日本への入国者に対して、政府として別添2のとおり水際措置を強化することとしました。

つきましては、別添1について、所管団体等への協力を依頼していただくようお願い申し上げます。